

# 国民健康保険の海外療養費

国民健康保険の被保険者が海外渡航中に病気やけがで医療を受けた場合、保険を適用することができます。下記の手順で窓口申請されると、保険給付分が払い戻されます。

## 出発前

1. 海外の医療機関が記載する書類があります。  
渡航前に各区民課（各総合出張所）からお取り寄せください。

## 海外で

2. 受診した海外の医療機関では、一旦かかった金額の全額を支払い、領収書を保管してください。

3. 医療機関で診療内容【診療内容明細書】(注1)、医療費の内訳書【領収明細書】を記載してもらいます。

(注1) 【診療内容明細書】の(項目7) 処置の概要については  
詳細に記載頂くよう、依頼してください。

## 帰国後

4. 上記【診療内容明細書】の【日本語翻訳文】を添付することが義務づけられています。翻訳をされた方の署名・押印が必要です。  
また、海外の医療機関へ照会を行う際に必要な【調査に関わる同意書】も必要です

5. 区役所区民課、総合出張所の窓口で、療養費支給申請書に上記の書類を添えて申請してください。申請月の翌々月の末日に支給されます。  
(必要なもの) 国民健康保険証・印鑑・世帯主の預金口座・パスポート  
①【領収書】 ②【診療内容明細書】 ③【領収明細書】  
④【日本語翻訳文】 ⑤【調査に関わる同意書】 (①～⑤は原本提出)

日本国内で保険適用となっていない医療行為は給付の対象になりません。

- ・ 治療目的の海外での治療  
例) 心臓や肺などの臓器の移植  
人工授精等の不妊治療  
性転換手術や美容整形
- ・ 普通分娩費(ただし、出産育児一時金は支給の対象となりますので、別途お尋ねください。)

海外療養費は、日本国内での保険医療機関で給付される場合を標準として支払われます。

実際に支払った額(実費額)が、日本国内の保険医療機関等で給付される場合を標準として決定した金額(標準額)よりも高額な場合は、標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が支払われます。また、実費額が標準額より安価な場合は、実費額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が払い戻されます。

